

第1条 目的

グレイスヒルズカントリー倶楽部の運営に関しては、会則によるほか、本細則の定めるところによる。

第2条 ゲスト

1. 会員は、会社（株式会社グレイスヒルズカントリー倶楽部をいう。以下同じ）が別に定める規定により、ゲストを同伴、紹介することができる。
2. 会員は、自己が同伴または紹介したゲストが、本倶楽部に定められた事項を順守すること、本倶楽部の名誉・信用・品位を毀損、秩序を乱す事のないよう本倶楽部を利用すること、所定の本倶楽部利用費用を負担する事、その他ゲストの本倶楽部内での行為及び行為に起因する負担につき一切の責任を負う。

第3条 ゲスト利用制限

1. 会社はゲストの利用制限については理事長と協議し、特定の曜日・日及び時間については入場制限または緩和、若しくは禁止する等を状況に応じて行うことができる。
2. 会員はゲストとして、暴力団関係者又は暴力行為・暴言行為の恐れのある者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、及び刺青等のある者を同伴又は紹介してはならない。
3. 会社はゲストが前条第2項に違反する恐れがある場合には、当該ゲストの入場を禁止することができる。

第4条 プライベートコンペティション

会員は、会社が別に定める範囲内において、プライベートコンペティションを行うことができる。

第5条 年会費、名義書換料その他の費用

年会費、名義書換料等は会社がこれを定め別表料金表に示す。年会費は年度開始前に納入する。但し、納入された年会費・名義書換料等は理由の如何を問わず返還しない。

第6条 休業日

本倶楽部の休業日は、理事長と協議し会社が状況に応じて定める。

第7条 競技

1. 競技は、日本ゴルフ協会の規定に準拠して行うものとする。
2. ローカル規則その他の競技規則に関しては第14条に基づき設置する委員会と協議し会社が別に定める。

第8条 従業員に対する金品供与禁止

会員及びゲストは、ゴルフ場従業員に対し、心付等金品を与えてはならない。

第9条 遵守事項

会員は会則等の諸規定、理事会及び委員会並びに会社決議事項を順守する。

第10条 事故の免責

本倶楽部及び会社は、善良なる管理者としての注意をしたにもかかわらず、会員又はゲストに何らかの損害が生じた場合は、その責任を負わない。

第11条 変更事項

会員は住所・勤務先等入会申込書等本倶楽部又は会社に提出した書類記載事項に変更が生じた場合、速やかに届け出るものとする。

第 12 条 約款

会員及びゲストは本倶楽部施設を利用する場合、別に定められた利用約款を順守しなければならない。

第 13 条 会員及びゲストの記帳義務

会員及びゲストは、プレーのためクラブハウスに到着した場合、必ず備え付けの署名簿に記帳するものとする。

第 14 条 各種委員会

会則第 22 条により本倶楽部に次の委員会を置く。

コース委員会・フェローシップ委員会・コンペティション委員会・ハンディキャップ委員会・女子委員会

第 15 条 委員会の招集と議事処理

- 1. 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長になる。
- 2. 委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては委員長より理事会に報告して、その承認を得るものとする。

第 16 条 施行日

本細則は 2004 年 10 月 20 日より施行する。

2012 年 10 月 22 日 一部改定

2017 年 10 月 19 日 一部改定

年会費、名義書換料その他の費用（消費税込）

	年 会 費	1 カ 年	66,000 円
	正 会 員	個人正会員	
名 義 書 換 料		①第 3 者に譲渡.....	1,100,000 円
		②2 親等以内の親族への譲渡.....	110,000 円
		③相続及び代行登録.....	110,000 円
		法人正会員	
		①第 3 者に譲渡.....	1,100,000 円
		②同一法人内の登録者変更.....	110,000 円
	年 会 費	1 カ 年	33,000 円
	平 日 会 員	個人平日会員	
名 義 書 換 料		①第 3 者に譲渡.....	550,000 円
		②2 親等以内の親族への譲渡.....	55,000 円
		③相続及び代行登録.....	55,000 円
		法人平日会員	
		①第 3 者に譲渡.....	550,000 円
		②同一法人内の登録者変更.....	55,000 円